

平成21年第15回教育委員会記録

平成21年8月26日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年8月26日(水) 午後2時00分～午後2時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司

庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画課長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 社会教育課長 森田 師郎

済美教育一長 小澄 龍太郎 済美教育一長 坂田 篤

済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 「杉並区教育ビジョン推進計画(平成20～22年度)」の改定方針について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

(議案)

議案第57号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第58号 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区

附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

議案第59号 平成21年度杉並区一般会計補正予算（第3号）

議案第60号 教育委員会幹部職員の任命について

目 次

| | |
|---|----|
| 議事録署名委員の指名について | 4 |
| 報告事項 | |
| (1) 「杉並区教育ビジョン推進計画（平成20～22年度）」の 改定方針について | 4 |
| (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧 | 5 |
| 議案審議 | |
| 議案第57号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 | 7 |
| 議案第58号 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する 条例及び杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 議案第59号 平成21年度杉並区一般会計補正予算（第3号） | 9 |
| 議案第60号 教育委員会幹部職員の任命について | 10 |

委員長 ただいまから平成21年第15回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が4件と報告が2件ですが、日程第3、議案第58号及び日程第4、議案第59号は平成21年第3回区議会定例会の提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。

また、日程第5、議案第60号は人事に関する案件となっております。

以上の議案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条により会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんので、議案第58号から議案第60号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

日程第1、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「『杉並区教育ビジョン推進計画（平成20～22年度）』の改定方針について」の説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、私から「『杉並区教育ビジョン推進計画（平成20～22年度）』の改定方針について」、ご報告いたします。

区教育委員会では、平成17年1月に、人が育ち、人が活きる杉並区を将来像に掲げ、それを実現するための重要政策として、「地域ぐるみで教育立区」を大きな柱に据えております。そして、教育ビジョンを具体化するための行動計画として、教育ビジョン推進計画を定め、力のある教師を育てます、質の高い教育を行いますなど、6つの目標を立て、教育改革に向けた様々な施策を展開しているところです。

今回、平成21年度が計画策定から2年目となり、改定の年に当たります。この改定は、22年度が教育ビジョンの目標年度に当たることから、22年度のみ単年度修正にとどめ、区の実施計画、行財政改革実施プランの単年度修正等との整合性を図りながら、以下により取り組んでいくことといたします。

1番目として、改定の基本的考え方ですが、平成20年4月に策定した「杉並区教育ビジョン推進計画」の計画事業について、22年度、単年度分に係る事業の修正を行います。修正に当たっては、事業の進捗状況と成果等を検証するとともに、22年度までの目標値にも留意し、目標達成に必要な施策について盛り込んでいきます。新学習指導要領の本格実施への対応をはじめ、小中一貫教育、学校適正配置等の重要施策の取組状況や各種検討組織の検討結果などを踏まえ、この間に生じた新たな課題についても、教育ビジョンに掲げる「杉並の目指す教育」を実現する上で必

要なものを盛り込んでまいります。

2番目として、改定作業の進め方ですが、区の実施計画、行財政改革実施プランの修正が22年度の予算編成と連動して一体的に進められることから、今回、ビジョン推進計画の改定につきましては、この区実施計画等の修正並びに予算編成と並行して進め、予算成立後にその結果を計画として取りまとめてまいります。今回の改定は22年度の単年度修正にとどめることなどから、自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続については実施をいたしません。なお、計画改定を円滑に進めるため、事務局内に設置しています「杉並区教育ビジョン推進委員会」のもとで進行管理しながら取り組んでまいります。なお、このメンバーにつきましては、2枚目、別紙をおつけしておりますので、後ほどご参照ください。

それから、1枚目に戻っていただきまして、3番目、今後の主なスケジュールでございますが、現在、進捗状況についての調査をしているところです。また、9月には調査結果をヒアリングいたしまして整理等をし、10月から11月にかけて計画素案の検討・作成、年が明けまして1月から順に、案の修正、計画案の策定、そして3月に計画決定を予定しているところでございます。

私からは以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましょうか。

これは、来年3月で計画を決定してしまっていて、22年4月以降はどういうふうになるんですか。

教育改革推進課長 22年4月というか、22年度の改定です。

委員長 23年度はどうなるんですか。

教育改革推進課長 こちらのほうは区の実施計画にあわせまして、改めて計画を立てるといふことになろうかと思えます。

委員長 そうすると、新たな計画の委員会みたいなものが、またできることはあり得るわけですね。

教育改革推進課長 はい。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

特にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これで聴取を終わります。どうもありがとうございました。

引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは、定例になっております21年7月分の「杉並区教育委員会共

催・後援名義使用承認一覧」についてご案内申し上げます。

今回は、全部で新規6件でございます。

恐れ入ります、1ページをご覧ください。

社会教育スポーツ課の2件でございます。「東京朝鮮第九初級学校アボジ会・オモニ会」の事業でございます。「杉並コリアンパフォーマンス・JPスタジオ公演」というものでございまして、9月19日に杉並第一小学校体育館で行うものでございます。

2点目、「才能教育研究会関東地区ピアノ科」が行うもので、「スズキデー記念ピアノコンサート」というものでございます。杉並公会堂で11月1日に行われます。

恐れ入ります、次のページをおめくりください。

次に、社会教育センターで行うものでございます。ともに家庭学級でございます。

1つ目は、「杉並第四小学校PTA」で行うもので、「健やかに育てよう 心と身体」、2点目が、「すぎなみ花育プロジェクト」が行うもので、「親子で学ぶ!『問題解決力アップ』体験講座」でございます。

次のページになりますが、3ページでございます。

済美教育センターの2件ございまして、「社団法人電子情報通信学会」が行った「小・中学生の科学教室」というものでございます。2点目が、「東京都小学校学級経営研究会」の「東京都小学校学級経営研究大会」というものでございます。来年1月の分でございます。

以上、6点でございます。私のほうから以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見ございますでしょうか。

宮坂委員 これ、新規ですが、最初のが9月19日、それから3枚目の杉並第四小学校で行うのは7月16日からですか。それから3枚目、電子情報通信学会のは、7月31日に全部終わっていますよね。

社会教育スポーツ課長 7月31日で終わっております。

宮坂委員 新規というのは。

社会教育スポーツ課長 新規というのは、報告の時期というのがございまして、申し訳なかったんですが、7月承認分としての報告です。

宮坂委員 既に終わっているわけですね。

社会教育スポーツ課長 はい、そういうことでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、この報告書はこれで結構でございます。ありがとうございました。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第57号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 私のほうから、議案第57号につきまして、ご説明申し上げます。

さきの第13回定例会におきまして、「区立幼稚園の改革方針案」を決定したところですが、区独自の幼保一体化施設である（仮称）子供園の開設準備を所管する組織を教育委員会事務局に設置する等の必要があることから、この規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、はじめに新旧対照表の2ページ、最後のページになりますが、ご覧いただきたいと思っております。

幼稚園の改革、（仮称）子供園の開設準備を担当する副参事を特命事項担当として、学務課に新設をいたします。

新旧対照表の1ページにお戻りください。

学務課の幼児教育担当係長の分掌事務に（仮称）子供園の開設準備に関することを加えております。また、施行期日でございますが、平成21年9月1日から施行することとしております。

なお、（仮称）子供園に関しましては、管理運営を区長部局に一元化し、幼児教育と保育サービスを一体的に提供するという案、そして改革方針を掲げておりますけれども、区長部局におきましても、保健福祉部に副参事を新設するなど、同様の組織改正を行うこととしてございます。このように教育委員会と区長部局が連携してこの課題に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの議案57号のご説明について、ご質問、ご意見がございましょうか。

（「なし」の声）

委員長 それでは、事務的な決定でございますが、異議がありませんので、議案第57号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開ということで審議を行います。

庶務課長 これから秘密会に入りますので、次回の日程についてご報告をさせていただきます。

次回の定例会の日程でございますが、9月9日水曜日、午後2時からということで予定をしております。よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

次回は9月9日水曜日、午後2時からということでございます。

それでは、恐れ入りますが傍聴の皆様、ご退席をお願いいたします。

〈傍聴人 退出〉

委員長 それでは、審議を再開いたします。

日程第3、議案第58号「杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第58号につきまして、ご説明を申し上げます。

教育委員を含む行政委員会及び附属機関の構成員が受ける月額で定められた報酬の支給方法につきましては、月の中途において各委員会等の職に就いた場合、またはその職を離れた場合には一月分を支給しているところでございます。この支給方法について見直しを行い、日割りによって計算した額を支給することとし、月の中途において就職し、または離職した場合の月額報酬の支給方法を改める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

この条例の改正に当たりましては、関連する2件の条例につきまして、条立てで改正することとし、ご覧いただきますように、第1条において、教育委員にかかる「杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例」を改正することから、意見聴取がされたものでございます。

改正の内容でございますけれども、行政委員会の委員及び附属機関の構成員の月額報酬につきましては、その職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までというように、また、死亡したときは、その日の属する月の末日まで支給することとし、その委員等が月の中途において就職し、または離職した場合のその月分の報酬は、日割りによって支給するものでございます。なお、非常勤の監査委員の月額報酬の支給方法につきましては、行政委員会の委員の例によることとされているため、「杉並区監査委員の給与等に関する条例」を改正することなく、同様の支給方法となるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成21年11月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 いかがでございますか。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 特に皆様、質問、異議はないと思いますので、議案58号につきましては、原案のとおり可決いたします。

次に、日程第4、議案第59号「平成21年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」を上程し、審

議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから議案第59号につきましてご説明を申し上げます。

恐縮ですが、2枚おめくりをいただきまして、上に「平成21年度一般会計補正予算概要（第3号）」と書いてあるページをご覧いただきたいと思います。

まず、事務事業名のところでございますけれども、ここの教育費のうち、「理科教育等充実事業」でございます。ここににつきまして、記載のとおり6,795万1,000円の補正を行うものでございますが、この内容は、新学習指導要領の円滑な実施を図るため、小中学校及び済美養護学校において使用する実験機器等の教育機器を整備し、さらなる理科教育等の充実を図る内容でございます。なお、この財源につきましては、経済危機対策としての国の補正予算で可決されました理科教育設備整備費等補助金事業、それと地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用し、整備を図ります。

続きまして、説明を申し上げますと、また、この「理科教育等充実事業」のほかに、この事務事業名に記載があります「小学校の運営管理」、「中学校の運営管理」、この事業でございますが、ここでそれぞれ860万、460万計上してありますけれども、この内容につきましては当初予算でも既に計上しております。学校図書購入につきまして、1校当たり20万円を各学校に配分し、さらなる図書の充実を図るという内容でございます。この財源につきましても、先ほどご説明いたしました地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用するものでございます。

なお、このページの差引一般財源欄のところ、それぞれ理科教育等充実事業、それと小学校、中学校それぞれの運営管理、記載のように△がついた部分もございますけれども、これは先ほど申しました国の補助事業を活用する中で、既定の一般財源との所要の調整を図るということで、基本的には、ご説明申し上げた、大きく2つの事業につきましては、すべて国の補助金を充当し、それぞれの設備の充実を図るという内容でございます。

1枚おめくりをいただきたいと存じます。

ここに補正前の額、それから、今お話し申し上げました、この合計8,100万円余の増額補正を行った後の補正後の額を記載してございますけれども、ここでも見てとれますように、これらの補正の財源につきましては、すべて特定財源というところで措置するという内容になってございます。

議案第59号につきましての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ご質問、ご意見ございましょうか、この補正予算について。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第59号につきましては異議がございませんので、原案のとおりに可決をします。

次に、日程第5、議案第60号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第60号につきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページ、1 枚おめくりをいただきますでしょうか。

教育委員会幹部職員の任命についてということで、9月1日付でございます。先ほど申し上げました処務規則の改正のときにご説明申し上げましたとおり、教育委員会事務局に特命事項担当の副参事を配置して、(仮称) 子供の開設準備に邁進するということでございまして、氏名は正田智枝子でございまして、区長室区政相談課長からの異動でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

説明は以上です。

委員長 これにつきまして、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、異議がございませんので、議案第60号も原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、これで予定した日程を全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。